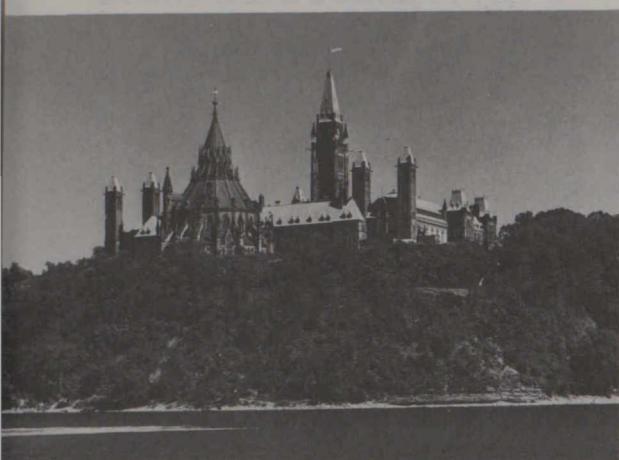


# カナダの政治制度

▼オタワ川沿いの丘の上に立つ連邦議事堂。



二六年末、ロンドンで開かれた英帝国会議は、オタワ川沿いの丘の上に立つ連邦議事堂。

もともと英國植民地であったカナダは、一八六七年七月一日、英國政府が制定した「英領北アメリカ条例」により、「自治領カナダ連邦（ドミニオン・オブ・カナダ）」として発足した。そして現在も、カナダは（英）連邦諸国の「自由な統合」を象徴するエリザベス女王を元首に戴く立憲君主国である。このため、カナダがまだに英國の自治領ないしは植民地である、と信じている人は以外と多い。

しかし、これは誤解であって、カナダは、現在、れっきとした独立国だ。

すなわち、「英領北アメリカ条例」によつて、カナダ連邦の主権はイギリス国王（当時はピクトリア女王）に属し、国王が任命するカナダ総督が自治連邦の政

治を執行することになつたが、第一次大戦の前後から、内政、外交両面における実質的独立への気運が高まつた。第一次大戦が終結すると、連合軍と共に戦つたカナダはベルサイユ講和會議に単独参加を求められただけでなく、国際連盟の原縦約国の一となつた。そして、一九五一年、國名も、これまでの「自治領カナダ」（ドミニオン・オブ・カナダ）から、「カナダ」に変更され、カナダは名実ともに独立国となつた。

さて、すでに述べたように、カナダは国王（現在はエリザベス女王）を主権者とする立憲君主制の連邦国で、議会民主主義の政体をとつてゐる。連邦政府は、国王（総督が代行）、枢密院、内閣からなる行政府、国王、上院、下院からなる立法府、およびカナダ最高裁判所、カナダ財務裁判所、州最高裁判所などからなる司法府で構成され、また各州政府は国王を代表する副総督、州首相が率いる州議会（一院制）、州裁判所で構成される。

憲法 国家の基本法である憲法は、米国や日本のように具体的な、一個の文書の形をとる場合もあるが、英國などでは

もともと英國植民地であったカナダは、一八六七年七月一日、英國政府が制定し、一年のウエストミンスター条例で法制化され、カナダは他の英國自治領とともに、内政上、外交上、完全な主権国家となつた。

その間、一九二七年には米国と、翌年はフランスと、翌々年の一九二九年には日本と公使を交換し、独自に外交問題を処理するようになる。

また、国内においても、英國の支配は除々に弱まり、英國女王であり、かつカナダを含む旧英連邦諸國の女王でもあるエリザベス女王の権限は、いまや名目上のものに限られ、さらに国王（女王）を代表する総督も、カナダ人の中から任命されるようになつた。一九四九年には、「英領北アメリカ条例」が修正され、カナダ議会は連邦に関する憲法（英領北アメリカ条例）修正権を得た。そして、

五一年、國名も、これまでの「自治領カナダ」（ドミニオン・オブ・カナダ）から、「カナダ」に変更され、カナダは名実ともに独立国となつた。

特に一九四九年の英國議会による「英領北アメリカ条例」の修正によつて——カナダ議会の憲法問題に関する権限は強化された。この四九年の修正により、カナダ議会は連邦と各州政府間の権限配分、公用語、学校教育などに関する部分を除いて、憲法を修正できるようになつた。理論的には、英國議会は、何の制約もなしにカナダに対する憲法法令制定権を今だに保持しているが、実際上は、右にあげたカナダの立法権に属しない、ごく限られた特定事項を除き、英國議会はこの権限を行使しない。つまり、カナダの要請と同意がない限り、英國議会はカナダに影響するいかなる法令も通さない。

○連邦制——カナダは十州、二準州からなる連邦国家である。連邦政府は国防、外交、通商、郵政、通貨、財政、運輸、刑法、徵税など、国家的性格をもつた事項を司り、各州政府は州内の財産、公民権、教育、保健、州裁判所の運営、免許などの分野で権限を行使する。

○議員内閣制——カナダにおける政策は、すべて上下両院からなる立法府が制定する。行政の全権は、下院第一党の党首である総理大臣が率いる内閣に委託されている。



▲エリザベス女王とレジエ総督。

議は、英本国とその自治領は同等の資格で英連邦を結成することを宣言（一九三一年のウエストミンスター条例で法制化）、カナダは他の英國自治領とともに、内政

上、外交上、完全な主権国家となつた。

カナダも英國同様、国の統治権や國家機関の機能などに関するまとまつた文書になった「英領北アメリカ条例」が、カナダ憲法の基本法とされているが、

「カナダ憲法」はそれだけではなく、その他の英國条例（例えばウエストミンスター条例）、英國枢密院令、王位継承や総督、政府機関、選挙などに関するカナダ議会の条例、諸条例の司法解釈、慣習、慣行などを含む。

「英領北アメリカ条例」を含め、憲法の骨組みが英國で制定または慣習として发展したものであるため、主権国家カナダにとって、いろいろとそぐわない部分もでてきた。カナダにはもともと憲法修正権はなかつたが、除々に——